

## 教導職の政体論

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 奥田, 晴樹 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/6283">http://hdl.handle.net/2297/6283</a>

# 教導職の政体論

奥田晴樹

A Teacher's theory on forms of administration of early Meiji era

Haruki OKUDA

## はじめに

近代日本における立憲政体の導入過程についての一応の俯瞰は、すでに開示したところである<sup>1)</sup>。もともと、明治八年(一八七五)における漸次立憲政体樹立の詔渙発を圍繞する思想的条件の探究を、啓蒙思想—自由民権思想という系譜論的視角からではなく、該期に実存した諸思想の対抗—浸透の相互連関の全体像を把握するという状況論的視角に立つ作業は、ようやく緒に就いたばかりであると言えよう<sup>2)</sup>。

ちなみに、前者の系譜論的視角は、立憲政体導入の国家意思決定という歴史的事実を前提とし、そこに至る因果連関を遡及的に解明し、その史実生起の必要条件を把握して、その歴史的理解に大筋での見通しをつけるという点では、当然ながら研究史の第一段階を画する方法であろう。しかしながら、右の史実を一旦没却し、該期の思想状況をいわば断層撮影して捕捉した諸思想の対抗—浸透の相互連関の全体的位相の只中に、その意思決定を置いてみるという、後者の状況論的視角は、その史実生起の十分条件を把握していく上で、これまた当然にその研究が経過せねばならぬ方法的要請であろう。

ましてや、その史実が「一寸先は闇」という政治の世界での出来事であるのを想起するならば、思想状況の面からその蓋然性を見出し得ない場合すらも自覚してでも、その作業にあたらねばなるまい。そうしたネガティブな実証すらも視野に収めて探求にあつたてこそ、その史実の歴史的理解の十全が期し得るのではあるまいか。

ところで、かような方法的関心の下に、これまで教導関連書籍に見られる諸言説を検討の俎上に載せてきたが<sup>3)</sup>、肝心の該書籍そのものの史料調査は十分とは言いがたい。その点で、三宅守常によるその系統的な史料の発掘と紹介がこの研究に貢献するところは多大であろう<sup>4)</sup>。

いずれは教導関連書籍の全貌が明らかになり<sup>5)</sup>、ここでの状況論的視角に立つ作業の完整を期することになる。しかし、それまでは、めぼしいテキストを取り上げて、その解析の営みを積み上げていく必要があるだろう。ここでの作業もそうした試みの一つである。

一 下総の草莽国学と青柳高軒

幕末の下総の村落上層民の間に、平田篤胤の国学が浸透していたことは、周知である。平田門人が中心となって、文久三年（一八六三）二月一二日に起こした足利三代木像梟首事件<sup>7</sup>には、下総からも参加者が出ている。その一人に下総国香取郡滑川村<sup>8</sup>の青柳高輅（通称は健之助）がいる。

京都の衣笠山麓にある等持院には、足利尊氏以下、歴代の足利将軍の木製坐像が安置され、本姓を源氏とし血脈上もその後継者を自称した徳川家康の像も、同じ堂舎の中に並べられている。

同年三月四日に上洛した將軍徳川家茂に対して、尊王攘夷派による威嚇行動として一連の「天誅」が実行されている。平田門人を中心とする一派は、家茂の上洛を前に、同院の尊氏・義詮・義満の木像の首を引き抜いて、その行路である東海道の終着点にあたる三条の賀茂川河原、それぞれ片眼を刳り貫いて梟首したのである。傍らに立てられた制札には次のように記されていたとい<sup>9</sup>う。

正名分之今日ニ当り鎌倉以来ノ逆臣一々遂吟味可被誅戮ノ  
処、此三賊ハ依為巨魁先其醜像ヘ加 天誅者也

鎌倉幕府開創以来の「逆臣」に順次「天誅」を加える方針だとして、暗にその矛先が徳川將軍家にも事と次第によつては向けられることを示唆している。そして、まずその手始めに、「逆臣」の「巨頭」である足利三代の像に「天誅」を加えた、と宣言しているのである。

高輅は、天保十一年（一八四〇）一月一〇日に生まれ、江戸に出て権田直助に皇朝医学をまなび、さらに文久二年（一八六二）には平田鉄胤に入門している。翌三年、師の鉄胤の上洛に前後して入京し、この「天誅」行動に参加したのである。高輅は、事件後ほどなく捕縛され、伊勢国久居藩藤堂佐渡守高邦<sup>10</sup>の家に預けられ幽囚の身となったが、慶応三年（一八六七）には幽閉を解か

れている。

王政復古後、明治天皇の外祖父で議定となつていた中山忠能に随行して東京に移った。中山は、明治二年（一八六九）五月五日付で神祇官知事に転じ、さらに同年七月八日付の官制改革にもない太政官から独立し、その上に置かれた神祇官の長官である神祇伯に同日付で就任している。おそらくはこの中山の裁量によつてであろうが、高輅は同年十一月に神祇官の権大史に就任している<sup>11</sup>。

神祇官の人事構成は、伯―副（大、少）―祐（大、権大、少、権少）―史（大、権大、少、権少）―史生―管掌の序列をとり、権大祐までは各一名、少祐二名、権少祐四名、大史一名、権大史三名となつていた。高輅は、名簿上で一五番目にあたる、権大史の末席に位置づいている<sup>12</sup>。この地位は、当時の政府にあつては、けつして末端の胥吏といつたものではあるまい。この前後に、教導職の権大教正となり、東京府の大属に任ぜられたとい<sup>13</sup>う。

ところが、明治四年（一八七一）六月二五日付で、中山が神祇伯を免ぜられる<sup>14</sup>。さらに、同年七月一四日に断行された廢藩置県にともなう同月二九日付の官制改革で、神祇官は太政官の一部局である神祇省に格下げとなり、長官の卿も空席のままとされた。神祇官の没落とともに、高輅も地方官に転出することとなる。

高輅は、同年十一月二〇日付で新設された七尾県の十一等出仕となり、庶務課を担当している<sup>15</sup>。明治五年（一八七二）九月二五日付で七尾県が廢止されると、関東に戻り、香取神宮の禰宜、鹿島神宮の少宮司や筑波神社の祠官など、神官を歴任している<sup>16</sup>。

このように、高輅は、明治四年後半以降、官途においてはいわば挫折の境遇に身を置くことになる。しかし、彼が神官だった時期には、教導職による教導活動が全国的に展開されている。高輅はその中心的な担い手である神官の指導的な立場にあつたのであ

る。

そうした高榎の実家青柳家には、幕末維新期の書籍が多数伝存しているが<sup>19)</sup>、その中の一書に国井清廉『政体論』がある。以下で、本書の内容を検討し、教導職を取り巻く思想的環境の一端を垣間見ることが試みたい。

## 二 『政体論』の出版意図

『政体論』の著者である国井清廉は、岐阜県貫属の士族国井清鏡の子息で、教導職の大講義である(本書序)。国井家は加納に在住している(本書奥付)。清廉には、他に『古史実徴』二巻、『天理説』一巻の著作がある(本書奥付)。

本書は、二巻の予定であったようだが(本書奥付)、どうやら一巻目の上篇のみが出版されたに止まったようである<sup>20)</sup>。序文の日付は明治六年(一八七三)一〇月だから、おそらくこのときまでには本文を脱稿していたのであろう。翌七年(一八七四)一月に出版の官許を得、同年五月に、家蔵版の木版印刷で刊行されている。発売は岐阜の書肆である東崖堂山岸弥右衛門が引き受け、地元(の岐阜)で東崖堂を含め一〇軒、名古屋と東京で各六軒、大阪で四軒、大垣と京都で各二軒、美濃の上有知・関・笠松のほか、静岡・山梨・金沢・桑名で各一軒の書肆が本書の販売を取り扱っている(本書奥付)。

本書の出版意図は、序文に明らかである。

大教ノ目的トスル所ハ。万民ヲシテ。国体ヲ明ニシ。皇国固有ノ大道ヲ。知ラシムルヨリ。先ナルハナシ。

皇国固有の大道を知らしめることが愛国の、また国体を明らかにすることが敬神の念を、それぞれ万民に起こさせ、本分を尽くすようにさせていくのだ、と序文の冒頭で述べている。

愛国と敬神の念を喚起するための教化こそ、教導職に課せられた使命だった。その教化の要諦を説こうとする以上、本書の出版意図が教導活動に指針を与えようとするところにあることは間違いない。

本書は、教化の要諦を、端的に、あるべき政体の形態を明らかにすることだと説く。

今其教本ヲ立ント欲スルトキハ。先其政体ノ在ル所ヲ。明ニセシメズンバアルベカラズ。

しかし、現在の世論にはこの問題での合意ができていない。

方今世人ノ方向ヲ觀ルニ。朝政ノ在ル所。其旨君主專治ナラントシ。君民共治ナラントシ。或は合衆政治可ナラントス。其定リナキ事、是ノ如シ。

これでは、国体を明らかにすることも、皇国固有の大道も知らしめることもできない。

是ノ如キ寸ハ。則国ニシテ国ノ体ナク。一國ニシテ一國ナラズ。何ニ由テカ我我國体ヲ明ニシ。何ニ由テカ。皇国固有ノ大道ヲ知ラシメ。何ニ由テカ我。皇国ヲ富岳ノ安キニ置キ。何ニ由テカ我我國威ヲ大洋ノ外ニ耀シ。何ニ由テカ回教・洋教ノ蔓延ヲ防キ。何ニ由テカ各本分ヲ尽スノ道ヲ明ニスルコトヲ得ンヤ。

著者の結論は、政体は「君主專治ナラズンバアルベカラズノ一條」に尽きるものだった。

この「君主專治」なる政体の概念は、加藤弘之がその著『立憲政体略』で初めて用いたもので、国民の参政を認めない点で上下同治(君主同治や万民共治と異なり立憲政体とは看做されないが、君主が自らその権限の無制限な行使に一定の歯止めをかけている点で君主擅制とは区別されるものとされていた<sup>21)</sup>。

本書における他の二つの政体の概念も、加藤や、福沢諭吉の著作刊本『西洋事情』に見られる政治の態様の分類<sup>2)</sup>などを混交したもののように見受けられる。

すなわち、「君民共治」は、加藤が両者の違いを明確にするため、注意深く用語を区別した君民「同治」と万民「共治」を結びつけたもので、当時から今日に至るまで、むしろこちらの方が一般的でさえ言える用語になっている。

また、「合衆政治」は、福沢がアメリカ合衆国にその典型を見出し、共和政治を合わせたものだろう。

そもそも「政体」という概念自体、加藤が普及させたものだといつてよからう。

つまり、著者は、「啓蒙」が組み立てた立憲政体論の土俵に上がって、そこでわが国体に相応しい政体は君主専治だ、との論陣を張ろうというわけである。もちろん、ここでは、君主専治が政体そのものとしても、他に優っている、との論理が用意されておらねばなるまい。ここには、立憲政体論の浸透が単純に一方通行のものではなかった、一つの証左を見出し得るのではあるまいか。では、本書は、どのような論理をもって、君主専治が、政体としての優位性、またわが国体と適合性を有すると、説いているのだろうか、以下で見ていくことにしよう。

### 三 『政体論』における比較政体論

#### (一) 政体の定義

著者は、政体にはいろいろなものがあるが、結局のところ、その下で行なわれる政治が目指すべき理想状態は英米両国のそれだとする。

夫方今各国ノ政体各種アリ。互ニ一得一失ス。然リトイヘド

モ。其期スル所ハ。英ノ如ク米ノ如ク。人民自主ノ権ヲ失ハズ。其業ヲ楽ムニ在テ。

人民が自主の権利を把持し、安楽の生活できるように保障する、そういう政治が望ましいというわけである。しかし、英米両国の政治は模範にすべきだが、その政体はそうしてはならないとする。

而シテ我 皇国ニ於テハ。此極治ハ師トスベシ。此政体ハ師トスベカラズ。

著者は、政体を次のように定義する。

政体ハ天理ヲ明ニシテ。以テ之ニ循ヒ。 神聖極ヲ立給ヒシ始ヲ明ニシテ。以テ国体ヲ固守シ。然シテ人民ノ方向ヲ。一定セシムルニ在ルノミ。

政体は、国体の何たるかを明らかにし、人民が目指す目標を統一するものでなければならないという。

#### (二) 立憲政体の批判

ここでの定義は、政体をその機能面から理解したものだと言えよう。そして、この定義を基準にすると、英米両国の政体は落第だと説く。

此二国此二大本已ニ絶滅ス。豈之ニ由ルベケニヤ。

国体の闡明と人民の統合という、政体の二つの基本的な指標が、英米両国には欠失しているとする。

アメリカの合衆政治は、イギリスからの独立戦争という非常事態の中で成立したもので、「他邦ノ学ヲ事ヲ得ベカラザル」ものである。そればかりではなく、大統領選挙の際に党派間の激しい闘争が起こっており、いずれはそのため「条約」(憲法)の秩序が瓦解することは必定だから、この「恐ルベキノ政体」は「素ヨリ学ブベキ」ものではない。

イギリスの君民共治は、君臨すれども統治せず、というのがそ

の政治の実態であり、これでは君主は国民に使役されているのと同じであつて、「人倫」に反する下剋上だ、と批判する。

夫君ハ一國ニ令スベキモノナリ。君ニシテ國ニ令スルノ權ナキナハ。畢竟國民ノ使役ヲ免レザルモノニシテ。倫理敗絶。冠履倒置トモイフヘク。君タルノ実。何クニカ在ル。

フランスは、君民共治（第二帝制）だったが「治ヲイタサス」、合衆政治（第三共和制）に変えたが、また「治ヲイタサス」という現状である。普仏戦争での敗北、パリ・コミューンの内乱といった出来事が、フランスの政情に対する否定的評価をもたらしたものと見てよからう。

要するに、合衆政治と君民共治、つまり立憲政体は、著者の政体の定義に照らしたとき、優れたものとは言えない、というわけである。

### (三) 君主専治の優位性

フランスと異なり、ロシアは君主専治だが、「極治」（理想の政治）を行なっている、と著者は高く評価している。そして、君主専治を未開国の政体だとする意見に批判を加えていく。

君主専治ハ。未開ノ國ニ行ハル、トスルノ論アレドモ。大ニ然ラズ。君主専治ノ國。開明ノ政ヲ以テ民ヲ御ス。民多ク賢ナラバ。治ヲイタサス事必セリ。民多ク愚ナリトイヘドモ。之ヲ化スル事カタカラズ。

君主専治の政体の下で開明的な政治を行なった場合、賢明な人民が多い国ならば必ず理想状態を実現できるし、愚昧な人民が多い国でもその開化を進めることは難しくない。

つまり、君主専治は文明開化の度合いにかかわらず、政治的理想状態に接近し得る政体だというのである。ではどうして、それが未開国の政体だと看做すような意見が生じたのだろうか。

君主専治ノ政ハ。未開ノ國ニ行ハル、モノトスルノ理由ヲ按スルニ。其國君臣ノ大道確立セズ。人民開明ニ趣キ。其道ヲ講ズレバ。其道タゞズ。故ニ君主専治ヲ以テ。道ニアラズトシ。只合衆政治ヲ望ミ。漸ヲ追シテ為ニ。先君民共治ノ政体ヲ主張ス。又人民愚ニシテ。其道ヲ講セザル限ハ。此論ナシ。故ニ専治ノ國ハ。民多ク愚ナリトスル所ナリ。是本末ヲ審ニセサルノ論ナリ。

君臣間を律する「大道」（倫理）が確立していない国で、人民が文明開化すると、ますますその倫理は成り立たなくなる。そして、君主専治を人倫に悖ると否定し、合衆政治を求めようになり、それに漸進的に接近するため、まずは君民共治の実現が目指される。人民の多くが愚昧であるからこそ、君臣の倫理が成り立たないのだが、そういう国で君主専治が行なわれているために、それが行なわれる国は愚昧な人民が多い未開国だ、という主張がなされるのだ。

この議論には注意すべき点が二つある。

一つは、前述したイギリスの君民共治への批判の際に登場した、「人倫」に合致するかどうか、という政体の評価基準である。問題は「人倫」の中身である。イギリスへの批判では、人民が君主を使役するのは「人倫」に悖る下剋上だ、という程度だった。しかし、ここでは、君臣間の規律だ、とその中身がはっきり明示されている。著者は、人格的な依存ないし従属関係にある君臣間を律する倫理を、人倫の基本に置いて疑わないのである。

これは、対等な人格間の政治的秩序はどうあるべきかを説いている「啓蒙」と、その立脚点がまったく異なることは、あらためて説明を要しまい。著者が説くこの君臣倫理から、同じく著者が政治的理想状態である「極治」の中身として描き出す、自主の権利を行使して安楽な生活を追求するような人民の心性が、どのよう

な回路で生じてくるのだろうか。「啓蒙」ならずとも、著者に問いたいところであろう。

もう一つは、万民同権（のち万民共治、本書では合衆政治）を目標とし、君主専治を否定して、上下分権（のち上下二君民同治、本書では君民共治）への漸進的接近をはかるという、加藤弘之が幕末に構想した立憲政体の導入プラン<sup>23</sup>を、明確に拒否していることである。

「啓蒙」に対抗して、その「人倫」観に立脚して、君主専治に政体としての優位を認め、あえてそこに踏み止まろう、というのが著者の立場である。

#### (四) 君主専治の適合性

優れた政体だとされる君主専治は、何故に、わが国体に適合的なのだろうか。それは、「天理」に合致し、実地の弊害が少なく、永久に変更の必要のない政体である。また、皇国固有の政体として、連綿と継承されて今日に至っているという。

天理ニ合シ。実地ニ行ハレテ其弊少ク。万世由ルベキ所ノ政体ハ。其唯君主専治歟。即我 皇国固有ノ政体ニシテ。古来一ノ沿革ナシ。豈奇ナラズヤ。豈神ナラズヤ。

それが皇国固有の政体となった理由は、天孫降臨と君臣不易に求められ、その点で他国の君主専治とは絶対的な差異があるとす

る。

他ノ国王ノ。私意ヲ以テ其国ヲ有シ。民ヲ役シ。以テ君主専治トスル者ト。何ゾ齎譽壤ノミナランヤ。

君主としての天皇の地位、臣下によるその輔弼、政体の改変も、すべて「天理」によるもので、私意に左右されるものではないという。

我国ノ君位ハ。天理ニイデ、其則リ給フ所ハ。天理アルノ

ミ。臣其君ヲ輔翼スルモ。天理アルノミ。其政体ヲ改整スルモ。天理アルノミ。

つまり、君主専治の、政体としての優位性の基準となる「天理」はまた、わが国体の原理でもあるわけで、ここにその適合性の根拠がある、ということになっている。

#### (五) 「天理」とはなにか

いったい、「天理」とはなにか。「啓蒙」による君主専治への批判に反論する形で、著者はそれを次のように説明している。

まずは「啓蒙」の批判。

民ハ束縛ヲ免レテ。自由ヲ得ントスルノ情アリ。天ハ偏ナク。

同権ヲ予ルナレバ。君主専治ヲ為スハ。人情ニ違ヘバ。天理

ニ違ヘル事、明ナリ如何。

人民に平等に自由を追求する権利を与えているのが「天理」ではないか。この「啓蒙」の主張に対する著者の反論。

天同権ヲ予フルハ。一身ノ権ノミ。夫宇宙間ニ在ルモノ。上

下尊卑ノ分アル。是天理ナリ。

人民の「同権」は、その「一身」に限られたもので、宇宙には上下尊卑の「分」、すなわちそれを区別する秩序があり、これこそが「天理」だと説く。そして、中央の太陽と周囲の諸星、君主と人民、父子、夫婦、兄弟、動物間の強弱など列挙して、この「天理」は例証とする。さらに、「同権」の主張は、「分」の秩序を乱し壊すものだとして断ずる。

只同権ナリトイヒテ。上下尊卑ノ分ヲ紊乱セントス。是他ノ

国ハ。上下尊卑ノ分。壊乱絶滅セシニ因テ。此論ヲ主張ス。

是国体ノ然ラシムル所。天理ヲ以テ論ズル事。アタハザルニ

由ルモノニシテ。止ム事ヲ得ザル所ナリ。然ルヲ之ヲ以テ。

我国ノ則トセントス。豈惑ルモノニアラズヤ。

この「同権」論は、「分」の秩序が壊滅した他国の国体には合致しており、それが出てくるのも止むを得ない。しかし、その秩序が現存しているわが国では、絶対に採用できないという。

ここに見える著者の「天理」観は、儒学のそれを一步も出るものではない、と言ってよからう。君民・父子・夫婦・兄弟など、あらゆる人格間の関係に上下尊卑の「分」の秩序が成立しているとすれば、いったい「一身」に限って認められた「同権」とは、何者との間の関係で成り立つのだろうか。

ここに至って、「極治」という模範とすべき政治の理想状態の中身とされた、人民の自主の権利なるものが、著者にあつては、限りなく空虚なものであることが明らかとなったと言えよう。

#### (六) 「天理」に基づく君主専治

実際の君主専治に往々問題があることは著者も認めている。

只人民束縛ハ。ヤ、モスレバ。君主専治ヨリ起ルノ弊ト。イフベシトイヘドモ。弊ヲ醸スハ。其施設ノ方法ニアリテ。政体ニアラズ。

君主専治の下ではしばしば見られる、人民の自由を束縛する弊害は、その政体そのものに由来するものではなく、実際の施政のあり方に原因があるという。

では、どのようにすれば、それを是正できるのか。「天理」に則ること、ただそれだけである。それは、まず君主に求められる。

君主億兆ヲシテ。自主ノ権ヲ失ハザラシメン事ヲ以テ主トシ。専治ヲ以テ之ヲ御ス。何ゾ束縛ノ弊ヲ醸サン。何ゾ天理ニ違ヘル事カアラン。

ここで、「天理」が、君主、つまり天皇も則るべきものとされた関係で、次のように再定義する必要が生じてくる。

天理トハ。神ノ万物ニ賦予シ給ヒシ道ヲイフ。宇宙間ニ生成

スルモノ。一トシテ此道ノナキモノアランヤ。

すでに宇宙の根本原理であるとされていた「天理」に、神の創造によるものという命題が新たに付加されている。それは、神の子孫である天皇を「天理」に従わせるために、不可避な論理的要請と言えよう。

大古神議ヲ以テ。立給ヒシ君ニ於テ。天理ヲ以テ。論シ奉ラズンバアルベカラザル事。言ヲマタザルナリ。謹デ当時ノ神勅ヲ拝読シ。其天理ノ深遠ヲ察シ。其天理ヲ賛成スベキナリ。

これはまた、「臣民の「天職」でもある。

之レ臣タルモノ、天職ナリ。(中略)此ノ如ク臣ハ君ノ天理ヲ賛成シ。国ヲシテ安寧ナラシムベキヲ。却テ其天理ヲ毀傷セントス。其害身ニ及バン事、必セリ。噫人ハ天理ヲ賛成スルノ職ヲ稟得タリ。天理ヲ改正セントスルノ職ヲ稟タルノ理ナシ。

臣民にとつて、君主の「天理」を受容—支持—実践することが、「天理」に適う職務、つまり「天職」なのである。

#### (七) わが政体の不変性

君主のみならず、人民にとつても、「天理」がひたすらに受容—支持—実践するものであるとすれば、その「天理」に適うとされた君主専治の政体を変更するなどということはあり得ない。

西国政学家ノ論ニ曰。政体ノ利害得失ハ古来預メ論窮シテ。

然後可否ヲ論窮シテ。以テ其国制ヲ立シモノハ。殆ト希ニシテ。多クハ只古今ノ事蹟。現在ノ形勢ニ由テ之ヲ定ム。畢竟從來因襲ノ制度ニ從フ事、最緊要ナリト。(中略)古来国体確立スル事ナク。其時ニ方テ沿革変易屢ナレバ国民方向一定セズ。故ニ議論沸起スル所ナリ。我国ノ如ク。天理ヲ以テ

国体確立スル事アラバ。国民ノ方向一定シテ。何ノ議論力起ル事アラン。

西洋の政治学者は、その利害得失を議論してから政体を定めた国は稀で、大方は歴史的事情やその折の情勢によって国制が成り立っているのだから、従前の制度を踏襲することが最も大切だ、と論じている。しかし、他国はいざ知らず、「天理」が国体であるわが国では、それに適う政体について、そもそも議論する必要がある、というわけである。

夫政体ノ変革ハ。国体ノ変革ナリ。国体ニ由テ政体アリ。政体ニ由テ国体アルニアラズ。其本末ヲ明ニセズンバアルベカラズ

「天理」―国体―政体の三者は、不可分な三位一体をなし、「天理」が不変である以上、国体はもちろん、政体も不変である、ということになる。

方今各国ノ長技ヲ取り給フ時。各国善ナリトスル。政体ナルカ故ニ。世人ヤ、モスレバ。君民共治ノ政体ニ由リ給フベシトスルモノアリ。抑君民共治ハ。其国体ニ由テ無比ノ。良法ナレドモ。我国体上ニ於テハ。極メテ不可ナルコト。前条ニ論ズルガ如シ。

この立場からは、加藤弘之らが構想するような君民同治（本書では君民共治）への政体改革など、まったく問題になり得ないのである。

#### まとめにかえて

ここでは、教導職の指導的な立場にあり、尊王攘夷派の志士だった在村国学者の実家に伝存した、教導職が著述した教導活動のための参考書とも言うべき書物を取り上げて、そこでの言説の

内容を検討した。それは、その書名の通り、挙げて政体を論じたものだった。

そこでは、「啓蒙」の政体論の土俵の上に入り、わが政体を君主専治と認める。しかし、それは、「天理」に照らして、他の政体よりも優れておるばかりではなく、わが国体に適合している。何故なら、わが国体が「天理」そのものだからである。そして、「天理」が不変である以上、国体のみならず、政体も不変だとして、「啓蒙」が提議する政体改革を全面的に拒否している。

ここには、「啓蒙」の浸透に拒絶反応を示すのではなく、そのパラダイムの上で国体論を組み立てようという、一つの試みを認めることができよう<sup>28</sup>。もちろん、その論理の成否は別問題である。

こうした試みがなされるに至った背景には、教導職による説教の内容に、国体論の側から見て危惧すべき状況が生じつつあったものと思われる。けだし、相手の論理に即した反論を組み立てる必要が生じるのは、相手の議論が一定の浸透を見せた場合であるのが一般的であろう。その意味で、本書は、「啓蒙」による立憲政体論の浸透力を、ネガティブな形で物語っているのではなからうか。

(1) 拙著『立憲政体成立史の研究』岩田書院、二〇〇四年三月を参照。

(2) (3) 同上第三編「立憲政体導入の思想的条件」、また拙稿「教導職の民権論」(『東京大学史料編纂所研究紀要』第一四号、二〇〇四年三月)を参照。

(4) 三宅守常編『三条教則』関係資料(一)〜(二十五)「『明治聖徳記念学会紀要』復刊第一五〜四〇号、一九九五年八月〜二〇〇四年十二月)を参照。なお、これは

- 大濱徹也の教示による。記して謝意を表したい。
- (5) 教導職とその教導活動については、前掲拙著『立憲政体成立史の研究』第三編第二章「教導職と教導関連書籍」、小川原正道『大教院の研究 明治初期宗教行政の展開と挫折』慶應義塾大学出版会・二〇〇四年八月、谷川穰「教部省教化政策の転回と挫折——『教育と宗教の分離』を中心として——」『史林』第八三巻第六号、二〇〇〇年一月、同「明治六年松本小教院事件——教部省教化政策の地方的展開、あるいは『教化』と『教育』のハザマ——」『日本史研究』第四九二号、二〇〇三年八月、同「説教の位相——筑摩県における教導職——」(佐々木克編『明治維新期の政治文化』思文閣出版、二〇〇五年九月)を参照。
- (6) 伊東多三郎『草莽の国学』名著出版、一九八二年三月、一〜五五頁を参照。
- (7) 足利三代木像鼻首事件の概要については、「木首事件」東京大学史料編纂所々蔵、また芳賀登「足利氏木像鼻首事件」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』第一巻、吉川弘文館、一九七九年三月、一六二〜一六三頁)を参照。
- (8) 前掲芳賀「足利氏木像鼻首事件」は高輅の出身村を「澁川村」とするが、滑川村が正しい。
- (9) 青柳高輅については、下総町史編さん委員会編『下総町史』通史 近現代編・四九一〜四九三頁、樺正直「下総町の人物史を飾る青柳高輅について」(『史談しもふさ』第九号、一九八八年三月)、日本歴史学会編『明治維新人名辞典』吉川弘文館・一九八一年九月・四頁、大植四郎『明治過去帳』新訂版・東京美術・一九七一年一月・三六一頁を参照。なお、大植『明治過去帳』の記述には他の三書と異なるところがあり、ここでは参考に止めた。
- (10) 前掲「木首事件」。
- (11) 前掲『明治維新人名辞典』は青柳高輅の幽閉先を「伊勢菰野藩」とするが、久居藩が正しい。
- (12) 中山忠能の履歴については、前掲『明治維新人名辞典』七一六〜七一七頁を参照。
- (13) (14) 朝倉治彦編『明治初期官員録・職員録集成』第二巻、柏書房、一九八一年九月、四五九頁を参照。
- (15) 前掲樺「下総町の人物史を飾る青柳高輅について」五二頁を参照。
- (16) 金井之恭『明治史料頭要職務補任録』柏書房、一九六七年一月、六六頁を参照。
- (17) 鹿島郡自治会編『石川県鹿島郡誌』前編、同会、一九二八年二月、三九一頁を参照。
- (18) 前掲樺「下総町の人物史を飾る青柳高輅について」五二頁を参照。
- (19) 「青柳善郎家文書」千葉県香取郡下総町立歴史民俗資料館所蔵。
- (20) 三橋猛雄『明治前期思想史文献』明治堂書店、一九七六年七月、一九九頁を参照。
- (21) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』第一編第二章「加藤弘之の立憲政体提議」を参照。
- (22) 同上第一編第三章「幕末政治と福沢諭吉」を参照。
- (23) 本論で、『西洋事情』の中のヨーロッパにおける君主制の成立事情を説明した箇所を引用しており、著者が同書を参照したことは間違いない。
- (24) 普仏戦争の敗北後、フランスの政情について、大革命

以降にまで遡って否定的に評価する向きも現れている。神田孝平は、それを根拠に、民撰議院の即時開設論から慎重論へと転じている（拙著『日本の近代的土地所有』弘文堂、二〇〇一年七月、第七章「神田孝平の土地所有・地租論」を参照）。

(25) 前掲拙著『立憲政体成立史の研究』第一編第二章「加藤弘之の立憲政体提議」を参照。

(26) 国体論の側からの「啓蒙」への対抗の、別の試みの一つとしては、吉岡徳明のそれがある（前掲拙著『立憲政体成立史の研究』第三編第三章「教導職の国制論」三三二～三三四頁を参照）。